

完全個別指導のオンライン学習会「ノ・マド」 規約

この規約は、完全個別指導のオンライン学習会「ノ・マド」を受講する生徒（以下生徒という）およびその保護者を対象に必要な事項を定めたものです。

一、本規約上の用語の定義は次の通りとします。

1. 「当法人」特定非営利活動法人 志塾フリースクールラシーナ
2. 「本サービス」当法人が提供するオンラインでの完全個別指導の学習支援等の一切のサービス

二、入会に関する事項

1. 入会を希望する場合は、保護者が別紙「入会申込書」へ必要事項を記入・捺印の上、当法人へ提出してください。
2. 当スクールでは本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. Zoom や e-board 等第三者が提供しているサービスについては、当該サービス提供者の規約が適用され、本規約は適用されません。
4. 受講開始までにインターネットが利用できる環境を整えてください。Wi-Fi 等のインターネット・通信費は自己負担となります。受講開始までにご家庭でパソコンやスマートフォン、タブレット端末等の準備を行ってください。購入費等は自己負担となります。但し、ご家庭での準備が難しい場合は PC 貸出制度がございます。詳細は本規約三、PC、タブレット端末等の貸し出しに関する事項に記載してあります。
5. パソコン、タブレット端末、スマートフォン等学習会に使用している機器の故障や修理メンテナンスについての一切の費用はご家庭でのご負担となります。
6. サービス向上、スタッフ間の情報共有のため受講の様子を録画します。

三、PC、タブレット端末等の貸し出しに関する事項

1. オンライン学習支援に必要な PC、タブレット端末等が利用者側で準備ができない場合に限り、パソコン貸し出し制度をご利用いただけますが数に限りがあり貸出できない場合もあります。
2. パソコンの貸し出し、返却にかかる郵送費はご家庭でのご負担となります。受け渡し方法をご相談の上決定致します。
3. パソコン貸し出し制度をご利用になる際は事前に保証金五千円を納入するものとします。パソコンを返却いただいた後に全額返金致します。
4. 貸し出したパソコンを汚したり破損したりしないでください。破損により修理が必要となった場合は保証金から補填します。その場合は保証金を全額返金することはできません。また修理費が保証金を上回る場合は、一部または全額ご負担いただく場合があります。
5. 貸し出したパソコンに無断でアプリケーション等をインストールしないでください。
6. 貸し出したパソコンのデータはご自身でバックアップを取得してください。パソコンのご返却後、パソコンはデータを初期化します。パソコン返却後のデータ取り出しには対応できませんのでご注意ください。
7. 退会後は最終受講日の翌日から 2 週間以内に下記記載の当法人所在地まで速やかにご返却ください。ご返却いただけない場合は、延滞金を請求致します。延滞金は延滞日数により金額が増加します。
8. パソコン返却にかかる郵送費等はご自身で負担ください。

四、必要事項の通知・連絡

1. 当法人は、本サービスに関し、基本的に LINE 公式アカウントを使用して通知いたします。電話及びメール等、その他当法人が適当と判断する方法により、利用者に対し随時サービスを行う上での必要事項を通知します。
2. 前項の通知は、当法人が当該内容を LINE 公式アカウントにて通知した時点、若しくは当法人が適当と判断する方法により利用者に対して通知した時点より効力を発するものとします。

五、サービス利用上の注意点

本サービスは生活習慣を整える一助を担い、学習習慣及び基礎学力の定着を図ること並びに、生徒と学習を軸にコミュニケーションをとること、社会とつながるためのきっかけを作ることを目標に掲げるものであり、学力向上のみを目的とするものではありません。

六、オンライン学習会の開校日、開講時間に関する事項

1. 活動日は、月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日です。土日祝日、年末年始、GW、お盆はお休みです。任意参加のイベント等を土日祝日に行う場合もあります。
2. 受講が可能な時間帯は上記活動曜日内で、午前 10 時 00 分から午後 9 時 00 分です。基本的に面談等で事前に決めた同曜日・同時帯に受講していただきます。
3. 最終の受講可能な時間帯は午後 8 時～午後 9 時までです。

七、開講休止に関する事項

1. 次に掲げる場合はお休みとします。
 - (1) 富田林市において気象に関する各種警報（大雨・洪水・暴風等）が発令されたときで、以下の条件を満たす場合は、休講いたします。
 - ア 午前 9 時の時点で、気象に関する各種警報が発令されたときはお休み（午後 1 時までに解除された場合は、開講します。）

イ 午後1時の時点で気象に関する各種警報が解除されていない場合は、休講とします。

- (2) 開講時間帯に警報が発令されたときは、基本的にその時点で活動を休止とし、保護者に連絡のうえ帰宅させます。保護者に連絡がつかない場合は、保護者に連絡がとれるまで教室に待機させ、スタッフが付き添います。
 - (3) インフルエンザの流行時等、当法人から臨時休講の連絡があった場合。
 - (4) その他、当法人が必要と認めた場合。
 - (5) 上記に該当しなくても、交通状況・気象状況において通室が困難な場合はご連絡下さい。
2. お休みか否かの判断が難しい場合はお問い合わせ下さい。
 3. そのほか地震などの災害には、当法人の定める「災害時対応マニュアル」に則り行動します。
その他、当法人が必要と認めた場合。
 - (1) 上記に該当しなくても、交通状況・気象状況において通室が困難な場合はご連絡下さい。
 4. お休みか否かの判断が難しい場合はお問い合わせ下さい。
 5. そのほか地震などの災害には、当法人の定める「災害時対応マニュアル」に則り行動します。

八、欠席等・振替に関する事項

1. 欠席・遅刻・早退する場合は、塾生または保護者がその旨を事前に連絡してください。
2. 原則授業欠席による振替は行っていません。但し、やむを得ない事情がある場合は、事前にご連絡の上、月1回まで振替を可能とし、その使用期限は翌月末までとします。尚、病気等による欠席が4日以上になる見込みの場合は、事前に必ずご連絡ください。講師の配置状況、定員の都合等により振替をお断りする場合があります。
3. 前項の追加受講分の振り替えに関しては原則として当日欠席による振替は認められません。

九、教材購入

1. 原則的に当法人が指定・購入した教材を利用しますが、特別に、生徒が学習支援に使用する教材の購入を希望する場合は、購入していただくことも可能です。

十、会費等に関する事項

1. 月会費は、受講コース、コマ数によって異なります。(受講コース・料金に関しては別途記載)
2. 2020年10月20日～2021年3月31日に入会いただいた方は入会金が無料です。2021年4月1日以降継続してご利用の場合は契約延長のお手続きが必要となります。その際受講コース・料金体系の変更、入会金・年会費等が新たに発生する場合がございます。

十一、退会に関する事項

1. 退会を希望する場合は、退会する前月末日までにお申し出ください。クーリングオフが適用される場合を除き、中途月の退会の場合は、原則として当該月の会費の返金を行うことはできません。
2. 以下の項目に当てはまるときは、退会とします。
 - (1) 月会費の納入が2ヶ月分滞納し、請求後も指定の期日までに支払が無い場合。
 - (2) 生徒もしくはその保護者からの連絡のない欠席が1ヶ月続いた場合。
 - (3) 生徒やスタッフに著しく迷惑を及ぼす行為をした場合。

十二、個人情報の取扱いに関して

1. 当法人は、個人情報の重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関連法令を守り、個人情報を慎重に取扱い、適正な管理を行うことにより、取得した個人情報の保護に努めることをお約束します。
2. 当法人は、学習塾業務・教務において必要な範囲に限り、生徒に関する個人情報を公正な手段により取得します。
3. 当法人は、個人情報を、以下の目的で利用します。法令により認められる事由がある場合を除き、生徒及び保護者の同意がない限り、この範囲を超えて個人情報を利用しません。
 - (1) 学習指導、指導記録、学習状況のご報告、進路相談、集計・管理など当法人の支援活動の実施のため。
 - (2) 法令その他の規範に基づく届出・報告。
 - (3) 当法人からの挨拶状、案内状等の送付、セミナー、その他の催し物等のご案内。
 - (4) お問い合わせへの対応。
 - (5) その他上記利用目的に付随する行為
4. 当法人は、法令の定めによる場合を除き、生徒及び保護者の同意がない限り、個人情報を第三者に提供しません。
5. 当法人は、個人情報を適切に管理し、漏えい、滅失及び毀損等を防止する必要な措置を講じます。
6. 当法人が保有する個人情報について、個人情報保護法に基づく開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去等のご請求をいただいた場合には、ご請求頂いた方がご本人又は保護者であることを確認させていただいた後、個人情報保護法に従い、誠実に対応いたします。

十三、入塾申込み後のクーリング・オフに関して

1. 入会申込書記入日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができます。
2. 第1項の契約の解除は、塾生もしくは保護者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
3. 第1項の契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、法や省令に定められた範囲に限り速やかにその金額の返還を受けることができます。

十四、その他の事項

本規則は予告なく変更する場合があります。変更後は、新しい規則が適用されます。

以上

本規約は2020年11月20日より適用されます。

完全個別指導のオンライン学習会 「ノ・マド」 運営事務局

特定非営利活動法人 志塾フリースクールラシーナ
〒584-0036 富田林市甲田2-20-14
電話 0721-81-0417 メール lacina@shijuku-fs.org
理事長 田重田 勝一郎